

読書会ルール（暫定版）

ルールと言えるものは〈他人の話をちゃんと聞く〉ことのみ

しかし〈他人の話をちゃんと聞く〉ことが〈相手の言っていることを分かろうと努める〉ことだとして、それはどういうことか？

- 相手の言っていることがはじめから難なく「わかる」場合もある
 - ・・・しかし、理解した内容はもともと知っていたことではないのか？実際、互いが「すでに知っていること」を共有していればいるほど少ない口数で言いたいことが通じあう
 - Ex) 学者どうし、長く連れ添った夫婦どうし、部活の仲間どうし

- ✓ さまざまな経歴をもつ人々の集まるてつがくカフェでは、他人の言っていることが難なくわかる場合の方が少ない

- ✓ 反対に、自分の知らなかったことを知ることができるとすればそれは、相手の言っていることが「わからない」ときだと言える

- しかし相手の言っていることが「わからない」要因は様々
 - 1) 相手が本当に“わけのわからない”＝無意味なことを言っている
 - Ex) A : 今日は天気がいいね B : アブダカタブラ
 - ✓ だけどこんな人はいないだろう

- ✓ 相手の言っていることが分からないとき、相手が無意味なことを言っているとみなさないこと——〈相手の話をちゃんと聞く〉ための最低条件
- 2) 相手が「なぜそれを言っているのか」=発言の意図が分からない——前の発言とのつながりがわからない
- Ex) A:今日は天気がいいね B:そうは問屋がおろさない
- ✓ 発言者は意図=前後のつながりを意識しなるべく明確にして話すこと
 - ✓ 聞き手は発言の意図を尋ねること
- 3) 相手の使っている言葉の意味が分からない
- 3-1) 一般的でない専門用語、業界用語が使われていて
- Ex1) 「データ統合のニーズが単発のプロジェクトから組織の成功を左右するビジネスイニシアチブに成長するときには、信頼できるエンタープライズクラスのプラットフォームが必要になります。」(Informatica エンタープライズデータ統合製品の説明)
- Ex2) 「性自認」や「LGBTIQ」等々
- ✓ 発言者はなるべく専門用語を排し、聞き手は流さず尋ねること
 - ✓ 他の言葉ではなくその言葉を使わねばならないときは、必ず言葉の意味を説明してから用いること、聞き手もその言葉が用いられなければならない必要性を理解して、はじめからその語の使用を拒否しないこと
- 3-2) 自 分 の 知 ら な い 思 想 ・ 経 験 ・ 感 覚 ・ 感 性 ・ 価 値 を 表 し て い て
- ✓ この(3-2)の意味で相手の言っていることが「わからない」とき、その場ですぐに「わかる」ようになるかはわからない
 - ✓ しかし自分がほんとうに“知らなかった”ことを知るのはこの場面に直面したときではないか——この読書会ではこの(3-2)の意味で相手の言っていることが「わからない」場面をたくさん用意したい

☆（１）～（３-１）の意味で相手の言っていることが「わからない」場面をなるべく少なくしていくことによって〈他人の話をちゃんと聞く〉とともに、（３-２）の意味で相手の言っていることが「わからない」場面に直面して〈相手の言っていることをわかろうと努める〉こと——これがこの読書会のルールであり目標

第 10 回<3.11以降>読書会資料

「空気」を技術的に可視化し、合意形成の基礎に据えるような新しい民主主義を構想したほうがいいのではないか。（本文 7 項）

- 「空気」とは何か？
- 「空気」を技術的に可視化するとは具体的に何をすることか？
- 可視化した「空気」をいかにして「合意形成の基礎に据える」のか？
- 「新しい民主主義」は民主主義か？

ルソーは、個人の社会的制約からの解放、孤独と自由の価値を訴えた思想家だった。しかし彼はまた同時に、個人と国家の絶対的融合、個人の全体への無条件の包含を主張した思想家でもあった。この二つの特徴は、常識的に考えるかぎりまったく両立しない。

[...] ここに、ルソーの、そして民主主義の謎がある。（本文 28 、 29 項）

- 個人主義者としてのルソー vs. 全体主義者としてのルソー（「ジャン＝ジャック・ルソー問題」本文 26 項）

現在の情報環境に照らしてみると、彼のその「矛盾」は矛盾でもなんでもない、単純に技術的に乗り越えるべき政策課題のようにすら見える——未来の社会の夢を語るにあたり、筆者が示したいのはそのような視点の変更の可能性だ。（ 35 項）

- どういうことか？

「[社会契約において] 各構成員は自分の持つすべての権利とともに自分を共同体全体に完全に譲渡する[.....]。[.....] この譲渡は保留なしに行われるので、結合はこのうえもなく完全であり、どの構成員も、もはや要求するものをなに一つ持たない。」

『社会契約論』によれば、国家の意志は市民の意志の統一そのものであり、その定義上決して誤りに陥ることがない。（本文 28 項）

☆ 国家（共同体）の意志＝「一般意志」（本文 36 項）とは何か？